



JASDAQ

平成 25 年 6 月 17 日

各 位

会 社 名	株式会社ユニマツトそよ風		
代表取締役名	代表取締役社長	渡 邊 信 義	
		(J A S D A Q ・ コード 9707)	
問い合わせ先	常 務 取 締 役 管 理 本 部 長	小 野 吉 広	
電 話 番 号	03 (5413) 8228		

訴訟の決定（上告審）に関するお知らせ（当社全面勝訴確定）

当社は、平成21年9月18日付け「当社前代表取締役に対する当社からの訴訟の提起に関するお知らせ」及び平成23年9月2日付け「訴訟の判決（勝訴）に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、当社の元代表取締役であった神成裕氏を被告として、さいたま地方裁判所に対して損害賠償請求訴訟を提起しておりましたが、平成23年9月2日、同裁判所より、当社の請求を全て認容する当社全面勝訴の判決が言い渡されました。また、神成裕氏より、東京高等裁判所に対して控訴が申し立てられましたが、平成24年3月29日に同裁判所より、第一審に続いて、神成裕氏の控訴を棄却する当社全面勝訴の判決が言い渡されました。

その後、神成裕氏が最高裁判所に対して上告及び上告受理申立てをいたしました。平成25年6月14日に同裁判所より、第一審及び控訴審に続いて、神成裕氏の上告を棄却し、上告審として受理しない旨の当社全面勝訴の決定が言い渡されましたので、お知らせいたします。

これにより、上記の当社から神成氏に対する損害賠償請求訴訟につきましては、当社の全面勝訴が確定致しました。

記

1. 決定があった裁判所及び年月日

最高裁判所 平成 25 年 6 月 14 日

2. 訴訟の内容及び決定に至るまでの経緯

当社は、当社元代表取締役である神成裕氏に対し、株式会社ファイティング・ブル・インベストメント発行の社債を引き受けたことに関して当社に生じた損害の一部である4億円につき、取締役の善管注意義務・忠実義務に違反する任務懈怠を理由として、損害賠償請求訴訟を提起していました。

第一審では、当社の主張が全面的に認められ、当社の請求を全て認容する当社全面勝訴の判決が言い渡されました。神成裕氏は、これを不服として、平成 23 年 9 月 15 日に東京高等裁判所に控訴しましたが、同裁判所の判決においても、当社の主張が全面的に認められ、神成裕氏の本件控訴は棄却され、当社が勝訴いたしました。

その後、神成裕氏が最高裁判所に対して上告及び上告受理申立てをいたしました。

平成 25 年 6 月 14 日に同裁判所より、第一審及び控訴審に続いて、神成裕氏の上告を棄却し、上告審として受理しない旨の決定が下され、当社が全面的に勝訴いたしました。

これにより、当社から神成裕氏に対する上記損害賠償請求訴訟については、当社の全面的勝訴が確定いたしました。

なお、当社は、神成裕氏の資産状況が不明であったことから、回収可能性及び訴訟に要する費用を考慮して当社に生じた損害のうちの 4 億円を一部請求していたものですが、残額については、平成 24 年 11 月 1 日付け「株主代表訴訟に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、当社株主より神成裕氏に対して株主代表訴訟が提起されている状況でございます。当社としましては、当該株主代表訴訟及び神成氏の資産状況の把握に努め、適切な対応を検討してまいります。

3. 決定の内容

決定の内容は以下のとおりです。

- (1) 本件上告を棄却する。
- (2) 本件を上告審として受理しない。
- (3) 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

4. 今後の見通し

本判決が当社業績に与える影響は現時点では明らかではありませんが、今後、業績予想への影響が明らかになった場合には速やかに開示いたします。

以上